

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		尾北看護専門学校運営費補助金		市の担当部課	子ども健康部健康推進課		
				問い合わせ先	0568-63-3800		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		一般社団法人尾北医師会		代表者名	会長 山田 和彦		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市尾北看護専門学校運営費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	平成7年度以前	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		地域医療に貢献する医療従事者を育成するために地元の医師会が設立した学校であるため。			補助制度検証	令和7年度実施	
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		健康的な生活や高齢化社会に対応して、地域住民の医療の確保を行うため、医療従事者の養成と確保は不可欠である。そして、尾北看護専門学校の円滑な運営に補助金を交付することは、この地域の医療従事者の養成と確保を図り、ひいては市民の健康的な生活に貢献するものとして行政効果が大きい。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度予算		
		4,374,000 円	4,367,000 円	4,740,000 円	4,825,000 円		
		(4,374,000 円)	(4,367,000 円)	(4,740,000 円)	(4,825,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		尾北看護専門学校の運営					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		323,706,464 円			
		うち補助事業全体の経費		143,252,049 円			
		うち補助対象経費		140,088,613 円			
		補助対象経費の内訳		教職員給与、賞与、法定福利費、職員旅費等		107,468,636 円	
				外部講師料		6,478,090 円	
				研修、行事費		3,573,104 円	
				図書、什器備品、消耗品費		3,876,733 円	
				施設補修、維持管理費		5,645,092 円	
				調査研究費、教材費、実習経費		6,338,955 円	
				水道光熱費、通信、リース、印刷費、事務機使用料		6,318,348 円	
その他事務費		389,655 円					
補助額の算出方法		補助率、補助額		4,740,000円(3市2町合計19,671,000円)均等割30%、人口割70%			
		補助限度額		未設定			
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	運営費の一部補助であり、余剰にならないため		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		この地域の医療従事者の養成と確保を行う尾北看護専門学校の円滑な運営に補助することは、住民にとっての医療の確保につながる。					
その他参考事項		—					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		926,804 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		-5,116,269 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		有			

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		食品衛生協会補助金		市の担当部課	子ども健康部健康推進課				
				問い合わせ先	63-3800				
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		愛知県食品衛生協会江南支部		代表者名	支部長 小川昇				
関係規定	法令	—		条例	—				
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市食品衛生協会補助金交付要綱				
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助		補助開始年度	平成4年度以前	補助終了年度	未設定		
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		江南保健所管内3市2町(犬山・江南・岩倉・大口・扶桑)で補助金交付				補助制度検証	令和7年度実施		
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		会員に対して食品衛生に関する知識の習得を進め、消費者に対してより安全な食品を提供することができ、地域住民の快適な健康生活を維持するため。							
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度実績	令和8年度予算		
		124,000 円		126,000 円		135,000 円	141,000 円		
		(124,000 円)		(126,000 円)		(135,000 円)	(141,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		会員に対して食品衛生に関する知識の習得を進め、消費者に対してより安全な食品を提供することができ、地域住民の快適な健康生活を維持するため。							
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)			15,870,199 円				
					うち補助事業全体の経費			1,220,411 円	
					うち補助対象経費			1,220,411 円	
		補助対象経費の内訳			表彰費		95,754 円		
					食品衛生指導費		670,120 円		
					共済事業費		0 円		
					事業諸費		32,448 円		
					講習会費		389,694 円		
					印刷製本費		32,395 円		
補助額の算出方法		補助率、補助額		江南保健所管内3市2町で会員数に応じた負担割合に基づいて補助金を算定					
		補助限度額		未設定					
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	対象経費が補助額を上回っているため。				
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		消費者及び食品衛生思想の普及向上を行い、安全な食品の供給及び食中毒の防止につながった。							
その他参考事項		—							
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			48,049 円				
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			不明				
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無						無	

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		犬山市がん患者アピアランスケア用品購入費補助金		市の担当部課	子ども健康部健康推進課				
				問い合わせ先	市民健康館 0568-63-3800				
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象市民 31名		代表者名	—				
関係規定	法令	—		条例	—				
	規則等	—		要綱	犬山市がん患者アピアランスケア用品購入費補助金交付要綱				
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	令和4年度	補助終了年度	未設定		
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—				補助制度検証	令和7年度実施		
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		がん患者に対し、がん治療による脱毛や乳房の形状の変化などによる外見変貌を補完し、がん患者の苦痛を軽減する（アピアランスケア）ための医療用補整具（医療用ウィッグ、乳房補整具）の購入に係る経済的負担の軽減を図るため実施するもの。							
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度実績		令和8年度予算	
		478,000 円		762,000 円		614,000 円		820,000 円	
		(226,000 円)		(371,000 円)		(309,000 円)		(400,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		がん患者が医療用ウィッグや乳房補整具を購入した費用（区分毎に上限4万円）の2分の1を補助した。							
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）				—			
		うち補助事業全体の経費				—			
		うち補助対象経費				—			
		補助対象経費の内訳							
補助額の算出方法		補助率、補助額		医療用ウィッグを購入した費用（上限4万円）の2分の1 乳房補整具を購入した費用（上限4万円）の2分の1					
		補助限度額		医療用ウィッグ、乳房補整具、各々2万円					
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	精算の必要が無いため。				
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		がんの治療による外見変貌の影響で精神的に苦しむ方々が、医療用ウィッグや乳房補整具の購入がしやすくなり、経済的負担の軽減ができた。							
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）				—			
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）				—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				—			

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		骨髄移植ドナー支援事業助成金		市の担当部課	子ども健康部健康推進課(健康館)		
				問い合わせ先	63-3800		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象市民 1人		代表者名	—		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	—		要綱	犬山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱		
補助事業者の選定方法(公募又は特定団体)		公募により選定	補助開始年度	平成26年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由(公募で選定しない理由)		—			補助制度検証	令和7年度実施	
市が補助金を交付する公益上の必要性(何をどうしたいのか)		骨髄バンク事業において、ドナー及びドナーの勤務する事業所に対して経済的支援を行うことで、骨髄バンクドナー登録の推進、ドナーの確保を目的とする。ドナー確保は市民の健康のため公益上必要である。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度予算		
		140,000 円	0 円	140,000 円	210,000 円		
		(70,000 円)	(0 円)	(70,000 円)	(105,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血管細胞提供者となった市民とその事業者に、1日あたり2万円、14万円を限度として助成する					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		—			
		うち補助対象経費		—			
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		①ドナーの入院、通院の日数×2万円を補助、事業所は1万円 ②ドナーが勤務する事業所へドナーの入院、通院の日数×1万円を補助			
		補助限度額		7日を限度とする ①ドナー:140,000円、②ドナーの勤務する事業所:70,000円			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	事後による申請のみ受付		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		助成金事業を通じて、骨髄バンク事業の推進に貢献した。					
その他参考事項		市の助成金に対して、県が50%を補助金として交付					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			—		

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		犬山市若年がん患者在宅ターミナルケア支援補助金		市の担当部課	子ども健康部健康推進課		
				問い合わせ先	市民健康館 0568-63-3800		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象市民 0名		代表者名	—		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	—		要綱	犬山市若年がん患者在宅ターミナルケア支援補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	令和5年度	補助終了年度 未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—				補助制度検証 令和7年度実施	
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		若年がん患者が住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅における療養生活を支援するための在宅サービス、福祉用具の貸与や購入に係る経済的負担の軽減を図るため実施するもの。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度予算		
		—	—	0 円	324,000 円		
		—	—	(0 円)	(162,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		若年がん患者が在宅サービスを利用したり、福祉用具の貸与や購入した費用の9割(月上限5万4千円)を補助するものであるが、申請者は無かった。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		—			
		うち補助対象経費		—			
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		在宅サービス利用、福祉用具の貸与や購入に要した費用の9割			
		補助限度額		一月当たり54,000円			
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	精算の必要が無いため。		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		交付実績なし					
その他参考事項		「愛知県若年がん患者在宅療養支援事業費補助金交付要綱」に基づき実施					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				—	

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		在宅当番医制運営費補助金(歯科)		市の担当部課	子ども健康部健康推進課				
				問い合わせ先	63-3800				
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		一般社団法人犬山扶桑歯科医師会		代表者名	石原 朗				
関係規定	法令	—		条例	—				
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市在宅当番医制運営費補助金交付要綱				
補助事業者の選定方法(公募又は特定団体)		特定団体への補助		補助開始年度	平成4年度以前	補助終了年度	未設定		
特定団体への補助の理由(公募で選定しない理由)		地域の歯科医療を犬山扶桑歯科医師会が担っているため。				補助制度検証	令和7年度実施		
市が補助金を交付する公益上の必要性(何をどうしたいのか)		休日ににおける地域住民の歯科救急医療の確保を図るため。							
補助金の額 ()は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度実績		令和8年度予算	
		1,104,800 円		1,038,600 円		1,038,600 円		1,069,000 円	
		(1,104,800 円)		(1,038,600 円)		(1,038,600 円)		(1,069,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		休日午前中に歯科救急患者を診察する。 犬山扶桑歯科医師会実施の休日診療のうち、市内歯科医院が実施した日を補助							
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)			不明				
		うち補助事業全体の経費			不明				
		うち補助対象経費			1,038,600 円				
		補助対象経費の内訳		年末年始(46,200円×3日)					138,600 円
				GW(30,000円×2日)					60,000 円
				休日(20,000円×42日)					840,000 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		年末年始46,200円×日数、GW30,000円×日数、休日20,000円×日数					
		補助限度額		未設定					
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	補助額が休日数に応じて確定しているため。				
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		休日ににおける歯科救急治療を必要とする地域住民の医療確保につながった。							
その他参考事項		—							
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			不明				
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			0 円				
補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無						有			

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		第2次救急医療対策費補助金		市の担当部課	子ども健康部健康推進課				
				問い合わせ先	0568-63-3800				
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		社会医療法人志聖会総合犬山中央病院 はじめ3団体		代表者名	理事長 竹腰篤 他				
関係規定	法令	—		条例	—				
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市第2次救急医療対策費補助金交付要綱				
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助		補助開始年度	平成7年度以前	補助終了年度	未設定		
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		第2次救急医療を担う病院に対する補助であるため。（尾北医師会、岩倉市医師会管内の3市2町（犬山、江南、岩倉、大口、扶桑）で補助金を交付）				補助制度検証	令和7年度実施		
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		地域の実情に適合した救急医療の整備を促進し、緊急入院、緊急手術を要する患者に対し、適切な地域医療を提供するため。							
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度実績		令和8年度予算	
		10,673,000 円		11,757,000 円		11,818,000 円		11,848,000 円	
		(10,673,000 円)		(11,757,000 円)		(11,818,000 円)		(11,848,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		・休日、平日及び土曜日の診療時間外における搬送患者等の診察。 ・第1次救急医療機関からの紹介患者並びに救急患者等の受入れに不測の事態が生じないよう院内体制を整える。							
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）			不明				
		うち補助事業全体の経費			16,489,781,375 円				
		うち補助対象経費			695,920,631 円				
		補助対象経費の内訳			社会医療法人志聖会総合犬山中央病院			60,100,500 円	
					医療法人医仁会さくら総合病院			183,777,193 円	
					愛知県厚生農業協同組合連合会江南厚生病院			452,042,938 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		3市2町で人口や搬送実績に応じて補助額を算定。均等割30%、人口割35%、搬送割35%					
		補助限度額		未設定					
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	対象経費が補助額を上回っているため。				
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		緊急を要する疾病・外傷患者が適切な治療を受けることが、可能となった。							
その他参考事項		—							
		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）			—				
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）			不明				
補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無						無			

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		犬山市小児救急医療対策費補助金		市の担当部課	子ども健康部健康推進課				
				問い合わせ先	0568-63-3800				
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		一般社団法人尾北医師会		代表者名	会長 山田 和彦				
関係規定	法令	—		条例	—				
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市小児救急医療対策費補助金交付要綱				
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助		補助開始年度	平成20年度	補助終了年度	未設定		
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		小児救急患者に対する適正な医療体制の確保を行うことのできる、地域の医師会に救急医療体制を依頼しているため							
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		江南厚生病院内のこども医療センターによる、休日の診療体制を構築することは、小児の健康と生命の安全を確保するため、また保護者の精神的な安全も確保できるため、きわめて必要な事業であるので、安定した事業継続のため市町が支援すべきもの。							
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度実績		令和8年度予算	
		1,486,000 円		1,544,000 円		1,601,000 円		1,602,000 円	
		(1,486,000 円)		(1,544,000 円)		(1,601,000 円)		(1,602,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		尾北医師会、及び岩倉市医師会所属の小児科医による休日（日曜・祝日）の一次救急医療の実施。							
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）			323,706,464 円				
		うち補助事業全体の経費			26,080,415 円				
		うち補助対象経費			26,080,415 円				
		補助対象経費の内訳			医師給与		21,302,265 円		
					看護師給与		1,794,570 円		
					医療技術員給与		1,672,523 円		
					その他職員給与		1,311,057 円		
補助額の算出方法		補助率、補助額		1,601,000円（3市2町合計6,750,000円）					
		補助限度額		3市2町合計6,750,000円					
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	対象経費が補助額を上回っているため。				
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		急を要する疾病や外傷等の小児患者が、休日においても適切な医療を受けることができた。犬山市においても休日診療所を開設しているが、症状により子ども医療センターを案内することができ、地域のこどもの生命の安全の確保ができ、命と暮らしを守る安心安全なまちづくりに貢献している。							
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）			926,804 円				
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）			不明				
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			有				

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		出産・子育て応援交付金		市の担当部課	子ども健康部健康推進課			
				問い合わせ先	保健センター 0568-61-1176			
補助金の交付を受けた 補助事業者の名称		対象市民85名		代表者名				
関係規定	法令	-		条例	-			
	規則等	-		要綱	犬山市出産・子育て応援給付金給付要綱			
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定		補助開始年度	令和4年度	補助終了年度 令和7年度		
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		-			補助制度検証	-		
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		国の「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱」に基づき事業実施するもので、妊婦及び子育て世帯の経済的負担を軽減するために、妊婦及び子育て世帯に対し、出産・子育て応援給付金を給付するもの。						
補助金の額 ()は一般財源の額		令和5年度実績		令和6年度実績		令和7年度実績	令和8年度予算	
		33,850,000 円		40,250,000 円		4,250,000 円	0 円	
		(5,642,000 円)		(4,676,000 円)		(709,000 円)	(0 円)	
市の補助金を使って 実施した事業の内容		妊婦及び子育て世帯において、経済的負担の軽減に充てられた。						
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)			- 円			
		うち補助事業全体の経費			- 円			
		うち補助対象経費			- 円			
		補助対象経費の内訳						
補助額の算出方法		補助率、補助額		妊娠の届出をした妊婦1人あたり5万円 出生した子を養育する方へ新生児1人あたり5万円				
		補助限度額		未設定				
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由	対象者への定額給付であるため			
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		妊婦及び子育て世帯の経済的負担軽減を図るとともに、給付申請にあたり、面談やアンケートの実施や子育てガイドによる支援サービスの確認など、妊娠期や子育て期に伴走型相談支援を実施することで、妊娠期や子育て期の負担や不安軽減を図ることができた。						
その他参考事項		国の「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱」に基づき事業実施。 令和7年度からは、子ども子育て支援法に基づき実施する「妊婦支援給付金」へと移行。						
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)			- 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)			- 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			-			

※令和7年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和7年度交付分】

補助金の名称		妊婦支援給付金		市の担当部課	子ども健康部健康推進課		
				問い合わせ先	保健センター 0568-61-1176		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象市民670名		代表者名	-		
関係規定	法令	子ども子育て支援法		条例	-		
	規則等	-		要綱	-		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	令和7年度実績	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		-				補助制度検証	—
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		子ども・子育て支援法に基づき事業実施するもので、妊娠期から子育てまでの切れ目のないサポートと経済的支援を目的に、妊婦及び子育て世帯に対し、妊婦のための支援給付を給付するもの。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度予算		
		0 円	0 円	33,500,000 円	40,000,000 円		
		(0 円)	(0 円)	(6,330,000 円)	(0 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		妊婦及び子育て世帯において、経済的負担の軽減に充てられた。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		- 円			
		うち補助事業全体の経費		- 円			
		うち補助対象経費		- 円			
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		妊娠の届出をした妊婦1人あたり5万円 妊娠している子どもの人数1人あたり5万円 ※2回に分けて給付			
		補助限度額		未設定			
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	対象者への定額給付であるため		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		妊婦及び子育て世帯の経済的負担軽減を図るとともに、給付申請にあたり、面談やアンケートの実施や子育てガイドによる支援サービスの確認など、妊娠期や子育て期に伴走型相談支援を実施することで、妊娠期や子育て期の負担や不安軽減を図ることができた。					
その他参考事項		子ども・子育て支援法に基づき事業実施					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		- 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		- 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				—	

※令和7年度の実績に基づき作成しています。